

● パートナーシップ・ファミリーシップ制度について ●

明石市では、SOGIE をすべての市民に関わるテーマととらえ、どのような SOGIE であっても、誰もが人生のパートナーや大切な人と、家族として安心して暮らすことのできるまちの実現を目指して、2者の関係に加え、子どもも含めた家族の関係の届出があったことを公に証明する「明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を新たにスタートします。

なぜファミリーシップなのか？

◆子どもを含めた家族の関係

これまで各自治体で導入されてきたパートナーシップ制度でも、パートナー2人の関係は証明されます。しかし、子どもを含めた家族の関係を証明する効果がありませんでした。

明石市の制度では、パートナー2名の関係を前提とした上で、子どもを含めた家族の関係を届け出てもらった場合は、届出を受理し、合わせて公に証明します。



◆多様な家族のカタチがある

2者の関係が「パートナーシップ」、子どもを含む3者の関係が「ファミリーシップ」ということだけではなく、家族のカタチは様々です。子どものない家族もあれば、子育てをしている同性カップルもいます。

届出者の SOGIE を問わない明石市の制度であれば、家族としての思いを持ち合う様々な2者が届け出ることができ、子どもがいる場合も含め、家族として暮らす上での困りごとの解消につながります。



制度の具体的な効果は？

制度の導入と合わせて、市が様々な関係機関へのはたらきかけや調整を実施することにより、以下の効果が発生します。ほかにも様々な場面で実質的な効果が得られるよう調整するほか、公正証書取得費用の助成など、より効果を高める取組を実施していきます。

◆医療機関で家族として対応

パートナーや子どもの病状説明や入退院の手続き等の際、家族としての対応が可能です。

◆市営住宅に家族で入居可

パートナーや子どもも含めて、家族として入居手続きをし、一緒に入居できます。

◆市営墓園の使用・承継

パートナーを一緒にの墓地に埋葬できるほか、墓地の使用権をパートナーに承継できます。

◆犯罪被害者等遺族支援金等の支給

パートナーも犯罪被害者等遺族支援金や特例給付金等の支給対象となります。

◆住民票の続柄を「縁故者」に変更可

これまで「同居人」という続柄しか選択できなかったパートナーが「縁故者」を選択できます。

